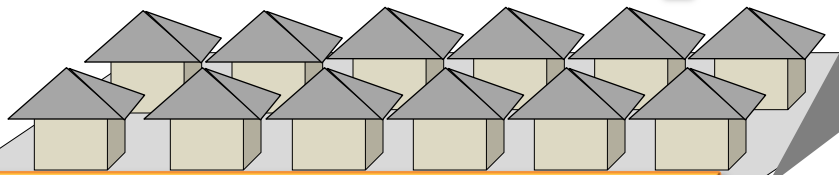


資料3 防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業との組み合わせによる住宅団地の整備等

「防災集団移転促進事業」と「災害公営住宅整備事業」との組み合わせによる移転先の住宅団地の整備等



移転元（移転促進区域）：低地等

土地の買取（移転元）

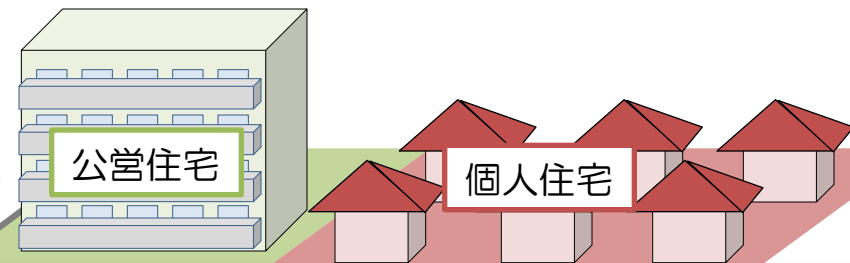
防災集団移転促進事業による土地の買取（補助率：3/4）

＜防災集団移転促進事業の要件等＞

- ・ 防災集団移転促進事業計画に移転促進区域を定めること
- ・ 移転促進区域内の全ての農地及び宅地を買い取る場合に限る。
- ・ 取得した土地の区域を災害危険区域（建築基準法第39条）として、建築制限を課すこと
- ・ 買い取り価格は、災害の発生する恐れがある危険区域であることを勘案して算定した価額

注1:「防災集団移転促進事業」には、移転住宅数当たりの補助基本額(補助対象事業費)の合算額に上限あり

注2:「防災集団移転促進事業」による用地の取得及び造成に要する経費について、地域ごとに1㎡当たりの単価あり。また、宅地を分譲する場合は補助対象とならない。



移転先（住宅団地）：高台等

公営住宅の整備

○ 用地取得・造成

災害公営住宅整備事業又は防災集団移転促進事業注2（補助率：3/4）

○ 建設

災害公営住宅整備事業による建設費補助（補助率：3/4※）
※ 激甚法に基づく整備の場合の補助率

個人住宅の整備

○ 用地取得・造成

防災集団移転促進事業（補助率：3/4）
ただし、宅地を分譲する場合は補助対象外

※ 上記のほか、防災集団移転促進事業においては、移転者の用地購入費及び住宅建設費にかかる借入資金の利子相当額が補助対象となる。（補助率：3/4）

＜防災集団移転促進事業の要件等＞

- ・ 「防災集団移転促進事業計画」に住宅団地の整備等について定めること
- ・ 住宅団地の規模は10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）